

これまでの会議における御意見

<学校教育>

第1回会議

- 特に視覚障害について、点字を教えられる教員が減ること、教員が短期間で異動することにより専門性確保が困難になることを懸念。
- 米国では、学校に差別解消のための異議申し立てを受けるコーディネーター等（ADAコーディネーター、504 コーディネーター）が配置されている。日本でも検討してはどうか。

第2回会議

- 紛争解決の事例を収集し、公開する仕組みも重要。
- 特別支援学校高等部の過大規模化が問題となっているところ、高等学校における特別支援教育の推進は必要。修業年限を超えて卒業を認めるという、時間に関する合理的配慮もあり得る。
- 子供の障害に特化して専門的知識を身に付けた保護者が増えており、対応できる専門制のある教員やコーディネーターが必要。新規採用時に障害者に対する理解が十分でない教員が多いように感じるため、教員養成段階においても、特別支援教育に関する授業が必要。
- 特別支援教育コーディネーターは合理的配慮のキーパーソンとなるため、今後、その役割や資質等を整理する必要がある。
- 特別支援教育コーディネーターの資質に関しては、養成時のカリキュラムのほか、養成後に研修を行うことも重要。また、専門性に加えて、対外的に関係機関と調整を行うことのできる資質等が必要となる。
- 小規模の大学等では、支援を担う学生の減少や質の変化に対し、支援の質を確保することが課題であり、他大学等との連携が必要となる。また、地域人材の活用も有効であると考える。
- 認定こども園などの就学前段階に関しては、対応指針の作成課程や事例の共有などにおいて、厚生労働省等の関係省庁との連携を図ることが必要。

- 建物や設備などへの合理的配慮だけでなく、重い肢体不自由のある児童生徒学生のための生活行為等に関わる人的援助（生活介助）についての合理的配慮が必要。小・中学校においては、介助員が一年ごとに代わることから問題を生じていることがあり、本人・家族が選任したヘルパーが学校においても生活介助に当たるなど、持続的な関係性の重要性を踏まえた合理的配慮も必要。
- 合理的配慮のできる教師は指導力がある。教師の資質として重要な要素であるという認識で、教師や保育士の指導力向上や資質向上に向けた指針の作成が必要ではないか。
- 目に見えにくい障害の二次障害を防ぐためには、相談を待つだけでなく、積極的に見つけ出すスクリーニング体制の強化が必要。また、早期（就学前）からの支援においては、教育支援委員会が機能するために、福祉関係者や関係する保育所や保育園、幼稚園、小・中学校など、幅広い連携・協力が必要であるとともに、私立幼稚園でも発達支援の取組を行うことが重要。
- 対応指針の対象外である国公立特別支援学校においても、障害者差別解消法に基づく取組の推進が必要。学校を設置する地方公共団体等が対応要領を定める際には、文部科学省の定める対応要領を参考にすると予想されるため、今後、対応要領を策定する際には、そのことも念頭に置いて検討することが重要である。
- 障害のある特別支援学校の教職員を支援し、在籍児童生徒への十分な教育効果を確保するためには、事務補助支援員の配置、音声ソフト付きパソコンなど支援機器の導入等の支援について、個々の学校に任せるとではなく、行政も支援することが必要。
- 拡大教科書の標準的な規格に基づく試験問題の作成や高等部用拡大教科書の充実、通常の学級に在籍していても支援機関との連携体制が構築できるような環境の整備など、視覚障害のある児童生徒に対する支援の充実が必要である。
- 酸素療法、気管切開・在宅人工呼吸器療法、導尿など、日常的に医療的ケアを要する児童や成人の、教育の場での受入れについて、個々人に合わせた、過剰でも過小でもない適切な判断と対応が、合理的配慮として必要。

第3回会議

- 手話・要約筆記・点字などの専門的技術を持つ人をいかに養成するかが重要である。
- 先進的な自治体では、差別や紛争の事例をホームページにおいて公開している。好事例のデータベースに加え、差別事例データベースも必要。
- 病弱・肢体不自由の児童生徒について、保護者の付添いを求められる実態がある。校外活動や宿泊学習においても支援員や看護師が付くことはまれであり、対応が必要。

- 酸素を持って学校へ通う場合など、特定の医療的ケアが必要とされる場合には、それを行える人的配置を行うことが必要。
- 「個別の教育支援計画」に合理的配慮を記載することについて、学習指導要領等においてどのように位置付けるか検討が必要。また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の評価等について、各学校単独では困難な場合には、専門家が参加する協議会等、専門的知見を有する機関と連携することも効果的である。
- 特別支援教育コーディネーターの資質を有する人材の育成が課題。また、コーディネーターとしての業務中に授業に支障をきたさないよう専任化が必要。各学校だけの責任ではなく、設置者等の責任も含めて検討が必要ではないか。
- デジタル教科書のアクセシビリティの確保を図ることや、副教材や副読本等も障害のある児童生徒のためにテキストファイル等の提供に努めることが必要。また、高等学校において拡大教科書や点字教科書を使用する場合、検定教科書よりも実費負担が掛かる現状があり、一部の自治体が取り組んでいるような補助制度が必要である。

<社会教育>

第2回会議

- 公立図書館での障害者サービスの充実（視覚障害者や発達障害者、上肢障害者などの読み書きをすることに困難のある障害者に対して、利用可能な資料を提供すること）が更に必要である。

<障害者差別解消法関係>

第3回会議

- 提出した意見は、文部科学省における対応要領の作成作業においても参照されたい。
- 「所管分野事業者」が具体的にどのような施設等を示しているのか、一般国民にも分かりやすいようにすることが必要。